

第 5 1 号 議 案

新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例

新宿区職員の育児休業等に関する条例（平成４年新宿区条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第１３条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第１４条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）」に改め、「、正規の勤務時間（前条第２号の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のうち地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を削り、同条第２項中「対する部分休業」を「対する第１号部分休業」に改め、同条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第１４条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

- (1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第 14 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 14 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に 1 分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に 10 を乗じて得た時間

（育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情）

第 14 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 15 条中「職員が」の次に「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」を加える。

第 16 条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第 16 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例

の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における同条第 1 項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の新宿区職員の育児休業等に関する条例第 14 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、1 年につき 10 日分の勤務時間に相当する時間を勤務しないことができる部分休業の承認について必要な事項を定める等所要の改正を行う必要があるため